

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下、「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

令和6年2月20日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

○特庁契第 1088 号

### 1 調達内容

(1) 品目分類番号 20

(2) 購入等件名及び数量

自動操船装置等の性能試験

(3) 調達案件及び仕様等 仕様書による。

(4) 履行期限 令和6年11月29日

(5) 履行場所 海上保安庁装備技術部管理課長が指定する場所

(6) 入札方法 総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子調達システムの利用 本案件は、電子調達システムで行う対象調達案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札方式参加願の提出をもって紙入札方式に代えるものとする。その他詳細については、入札説明書による。

## 2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締

結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の A 又は B 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（電子証明書）を取得していること。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所「競争参加者の資格に関する公示」（令和 5 年 3 月 31 日付

官報)に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ

先 政府電子調達 (G E P S)

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/> 電

子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-

889

(2) 入札方式による入札書等の提出場所、契約条

項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合

わせ先 〒100-8976 東京都千代田区霞が関2

-1-3 海上保安庁総務部政務課予算執行管理

室 第二契約係 岩本 修平 電話 03-3591-

6361 内線 2831

(3) 入札説明書の交付方法 仕様書等 (入札説明

書含む)の交付は、当庁ホームページの「調達情報」

の「入札・落札等の状況」から、ダウンロードする

こと。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

また、郵送により交付を希望する者はA4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記する。）並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して(2)の係に申し込むこと。

(4) 電子調達システム及び紙入札による競争参加のために必要な証明書等の受領期限

令和6年3月21日 17時00分

(5) 電子調達システムによる入札及び紙入札による入札書の受領期限

令和6年4月11日 17時00分

(6) 開札の日時及び場所

令和6年4月12日 14時00分 場所は海上保安庁入札室

#### 4 その他

(1) 本調達案件は令和6年度の予算成立を条件とする。

- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格  
のない者のした入札及び入札に関する条件に違反  
した入札。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 落札者の決定方法 予決令第 79 条の規定に  
基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最  
低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者  
とする。
- (7) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the  
procuring entity: TAKASUGI Norihiro, Vice  
Commandant, Japan Coast Guard.

(2) Classification of the services to be procured: 20

(3) Nature and quantity of the products or service to be purchased or required.:  
Performance test of Automatic ship control system for USV, etc.

(4) Fulfillment limit: 29.November.2024.

(5) Fulfilment place: The place designated by the Director of Administration Division, Equipment and Technology Department, JCG.

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures; Supplier eligible for participating in the proposed tender are those who shall;

(a) not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under

Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause;

(b) not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting;

(c) have Grade A or B level of interest in Offer of service in Kanto • Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in the tenders by the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2022•2023•2024.

(d) The person who is not being suspended from Transactions by the request of the officials in charge of contract.



(e) not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.

(7) Time-limit for tender;

17:00, 11. April. 2024.

(8) Contact point for the notice: IWAMOTO Syuhei, 2nd Contract Section, Contract and Accounts Office, Budget Division, Administration Department, Japan Coast Guard, 2-1-3, Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976 Japan. TEL 03-3591-6361 ext. 2831

# 入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

契約番号： 特庁契第 1088 号

契約件名： 自動操船装置等の性能試験

## 項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書

## 入 札 説 明 書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和6年2月20日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 契約担当官等  
支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 高杉 典弘
- 2 調達内容
  - (1) 契約件名  
自動操船装置等の性能試験
  - (2) 契約内容  
仕様書のとおり
  - (3) 履行期限  
令和6年11月29日
  - (4) 履行場所  
海上保安庁装備技術部管理課長が指定する場所
  - (5) 仕様説明会の日時等  
仕様説明会は実施しない。  
なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先  
〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3  
海上保安庁装備技術部管理課 堤  
03-3591-6361 (内線4140)

- (6) 入札方法  
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。  
なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。  
また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願いを提出して紙入札方式にかえるものとする。  
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
  - ① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。
  - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
  - ③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。
- (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があつた後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
  - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
  - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）  
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

### 4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法  
入札参加希望者は、4（5）の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）  
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）  
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

#### 期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

(2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法

電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Pro3形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2016形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2016形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

(3) ファイル圧縮方法の指定

ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)

(4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。

直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。

なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

(5) 証明書等の提出期限 令和6年3月21日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

○電子調達システムにより入札参加する場合

- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
- ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
- ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))

(6) 証明書等審査結果の通知

4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和6年3月27日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。

なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。  
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

## 5 入札書及び関係書類の提出場所等

(1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。

電子調達システムのURL及び問い合わせ先

政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-014-889

(2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 岩本 修平

TEL03-3591-6361 内線 2831

[jcg-yoshitsu\\_2keiyaku@gxb.mlit.go.jp](mailto:jcg-yoshitsu_2keiyaku@gxb.mlit.go.jp)

(3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間

令和6年2月20日 から 令和6年3月21日

まで

(4) 入札書の提出期限

令和6年4月11日

17時00分

(5) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる場合

ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。

(電子認証書を取得している者であること。)

ウ 入札書等の提出

a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。

b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。

② 紙による入札の場合

ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。

イ 入札書等の記載事項

a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。

b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。

c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。

d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載）しなければならない。

入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載すること。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理  
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3  
海保株式会社 東京支店（又は○○部）  
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。
- b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。
- ア 委任状が提出されていない代理人のした入札
- イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- ウ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札。（ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先が記載のない入札も無効とする。）
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札
- カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札
- ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。  
不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。  
なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。  
また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

- (7) 入札の延期等  
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (8) 開札の日時及び場所  
日時：令和6年4月12日 14時00分  
場所：海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。  
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。  
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。  
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

## 6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項  
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。  
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。



(3) 落札者の決定方法

- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とする。この場合、
- ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。  
落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
  - ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合  
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
  - イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
  - ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合  
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。  
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

(4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）

- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。  
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。

- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
  - ②広域・地域的停電
  - ③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
  - ④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
- （ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。
- (6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い
- 発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- 障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。
- (7) 支払条件は履行完了後、一括払いとする。
- (8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。  
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>
- (9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (10) 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう務めること。
- (11) 本調達案件は令和6年度の予算成立を条件とする。



# 入札書

一金

ただし 自動操船装置等の性能試験

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注)1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

## 紙入札方式参加願

1. 発注件名 自動操船装置等の性能試験

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため  
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名)：

担当者(会社名・部署名・氏名)：

連絡先1：

連絡先2：

支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 殿

---

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は  
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の  
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名            自動操船装置等の性能試験

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、  
紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住            所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 殿

(様式-3) 一般競争入札方式

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

## 確認書

件名: 自動操船装置等の性能試験

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

※最下段の担当者連絡先等は押印の有無に限らず必ず記載すること。

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用する電子証明書の番号を記入してください。

【電子証明書の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

\*今回限定した上記の電子証明書以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

\*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

(担当者連絡先)

電話番号:

メールアドレス:

電子証明書変更承諾申請書

1. 発注件名:

2. 変更後の電子証明書番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 変更理由

上記案件について、電子調達システムにより入札に参加することとしていますが、使用している電子証明書について上記理由により開札までの間に使用できなくなることから、電子証明書の変更を承諾されたく申請します。

住所  
氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 殿

---

上記については承諾します。

殿

令和 年 月 日  
支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長



入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式4)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式 5

## 期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間      年   月   日から

年   月   日まで

委任事項

年   月   日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

様式 6

## 都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名:自動操船装置等の性能試験」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官  
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。契約締結について委任する場合は押印省略不可。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

令和 6 年 度  
特庁契第1088号

# 請負契約書（役務）

## 請負契約書（役務）

収入  
印紙

- 契約件名 自動操船装置等の性能試験
- 契約金額 金 円  
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
- 履行期限 令和6年11月29日
- 履行場所 海上保安庁装備技術部管理課長が指定する場所
- 契約保証金 免除

上記請負作業について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 高杉 典弘 は、  
受注者 と次の条件により請負契約を締結する。

（総 則）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、責任をもって頭書の作業を実施し、引渡期限までに完成して、これを引渡場所において発注者に引き渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

（仕様書の解釈等）

第2条 仕様書について疑義を生じたとき又は仕様書に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内をもって部品の交換及び点検調整を行うものとする。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

- 2 受注者は、監督職員の監督実施について、必要な費用を負担するものとする。
- 3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。
- 4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第6条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とす

る。

- 4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

(再委託受託者に対する監督)

第7条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

- 2 受注者は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により受注者の義務とされている事項につきその責を免れない。

(代理人等に関する措置要求)

第8条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等での契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(貸与品)

第9条 発注者は、仕様書に記載する貸与品を発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、貸与品の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。

- 2 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで、貸与品が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する方法により弁償するものとする。
- 3 受注者は、貸与品を仕様書に基づいて使用し、作業の完了又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に返還しなければならない。

(納入期限の変更等)

第10条 発注者は、その都合により納入期間又は納入場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(納入の通知及び検査)

第11条 受注者は、成果品を納入するときは、書面をもってその旨を発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の納入通知を受けたときは、納入場所において、検査を行うものとする。

3 発注者は、第1項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。

4 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

(成果品の引渡)

第12条 受注者は、成果品が前条の検査に合格したときは、これを発注者に引き渡すものとする。

2 成果品の所有権は、その引渡しと同時に受注者から発注者に移転するものとする。

第13条 発注者は、成果品の一部が完成した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡し受けることができるものとする。

2 前2条の規定は、前項の検査及び引渡について準用する。

(成果品の転用)

第14条 受注者は、頭書の作業で取得した成果品を発注者の承認を得ずに他に転用してはならない。

(請負代金の支払)

第15条 発注者は、第12条の規定により成果品の引渡しを受けた後受注者が提出する適法な支払請求書を受理してから30日以内（以下「約定期間」という。）に海上保安庁において、その代金を支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、



約定期間に算出しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

#### (遅延利息)

第16条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしないときは、受注者に対し遅延利息を支払なければならない。

- 2 遅延利息の額は約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

#### (引渡期限の延伸)

第17条 受注者は、引渡期限までに成果品を引き渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び完了可能期日を明示して、発注者に引渡期限の承認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅延が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか遅滞金を徴収する。

#### (遅滞金)

第18条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から、作業完了までの日数に応じ、請負金額の年3パーセントとする。ただし、請負金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

#### (危険負担)

第19条 成果品の所有権が移転する以前に生じた成果品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第20条 受注者は、成果品の所有権移転後1年以内に、その成果品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第21条 下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者から解除の申出があったとき。
  - 二 受注者が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。
  - 三 前号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
  - 四 この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。
  - 五 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。
- 2 前項第一号から第4号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第一号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。
- 3 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - 二 暴力団（暴力団対策法第2条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
  - 六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
  - 七 受注者が、第一号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第22条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

（相殺等）

第23条 この契約により発注者が受注者から取得すべき違約金等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、違約金等が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」、第3項中「100円」とあるのは、「1円」と読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第24条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更が

あった場合には、変更後の契約額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第一号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第一号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第四十五号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第一号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第25条 本作業により知得した成果品の内容、情報等の秘密は、これを第三者に漏洩してはならない。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者・受注者協議して定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 高杉 典弘
受注者	住	所	
	氏	名	

## 第一章 一 般

### 1 目的

本仕様書は、危険物探知用無人艇に装備する自動操船装置及び危険物探知装置について、既存の小型船舶を使用した海上での性能、試験検査要領について定め、試験検査結果を基にした各装置の改造提案を行うことを目的とする。

### 2 準拠法規

(1) 請負業者は、船舶安全法及び海上衝突予防法、並びに遠隔操縦小型船舶に関する安全ガイドライン、その他関係法令の定めるところに従って所要の検査等を受けてこれに合格または適合させなければならない。

(2) 船舶安全法、遠隔操縦小型船舶等に関する法律等関係法令に定める検査に必要な手続きは、請負業者が行うものとする。

(3) この試験に係る計量単位表示は、SI 単位を使用する。

(4) この試験に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料を同等の品質及びそれ以上のものを使用するものとする。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の推薦に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断基準」及び「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、監督職員の指示により処理するものとする。

### 3 試験等にあたっての注意事項

(1) 請負業者は、既存の小型船舶の試験に当たっての改修、及び試験の実施にあたって、構成、配置、機能、性能等に関して改善案がある場合は、提案の文書で申請し、海上保安庁装備技術部管理課長（以下、「管理課長」という。）の承認をうけなければならない。

(2) 仕様の変更を必要とする改修及び試験等については、承認後でなければ着手してはならない。

### 4 提出書類

(1) 請負業者は、受注後すみやかに、試験に供する小型船舶の関係書類、試験にあたっての改修工事及び検査、試験体制の概要を記載した書類を管理課長に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、管理課長がその一部又は全部について必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (2) 請負業者は、受注後すみやかに、工程表を作成し管理課長の承認を受けなければならない。なお、工程の変化を生じた場合は、その都度工程表を提出すること。
- (3) 海上試験1ヶ月前に、詳細な工程表を提出し、管理課長の承認を受けること。

## 5 検査及び監督

- (1) この試験の履行に当たっては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。
- (2) 海上保安庁の職員は、「海上保安庁請負契約等監督検査規則」に基づき、「別紙1 監督項目」に従って実施する。
- (3) 請負業者は海事監督官庁の受検日程等を記載した工程表を監督職員及び海上保安庁装備技術部管理課に提出し、その承認を受けなければならない。

## 6 危険物探知用無人艇の建造スケジュール

危険物探知用無人艇建造作業のスケジュールは「別紙2 危険物探知用無人艇建造スケジュール」に記載のとおり。また、当庁担当者との十分な協議を行いながらプロジェクトを推進すること。

## 7 寄託品等

小型船舶に設置する寄託品は、「別紙3 搭載物品一覧（寄託品等仕訳書）」のとおりとし、寄託方法については事前に管理課長と協議すること。

## 8 提出物（又は成果物）

本業務による提出物（又は成果物）及び画像データ等の素材の一切にかかる著作権は海上保安庁が有し、特許権その他特別な権利が確定しているものを除き、海上保安庁がこれを利用する。

## 9 要求性能を満足できないおそれがある場合の処置等

- (1) 請負業者は、本調達の成果物の引き渡しにあたり、天変地異その他契約業者の責めに帰することができない事情により、本仕様書上の要求を満足することができないおそれがある場合は、直ちに管理課長と協議すること。
- (2) 請負業者は、管理課長との協議に従ったことを理由として本仕様書上の責任を免れることはできない。

(3) 既存の小型船舶の試験に当たっての改修及び試験について、合理性、機能等を検討した結果、装備品の個数や配置変更等の調整が必要な場合は、次によるものとする。

ア 本書で指定する装備品等の個数については、管理課長の承認を受け、指定する個数を上回って差し支えない。

イ 装備品については原則として本書で指定した仕様・配置によるが、管理課長の承認を受け、使用場所の周囲環境、使用目的、性能等に応じ、同等品を使用又は配置を変更して差し支えない。

#### 10 秘密の保持

請負業者は、本業務の内容を履行中及び履行完了後も第三者に漏らしてはならない。

#### 11 試験結果の報告

請負業者は、性能試験を終了後の適当な時期において、試験結果について監督職員に対し説明し、質問に答えること。説明に必要とする本仕様書の定める諸試験の成績表、及び管理課長が特に指示する資料等を作成して、あらかじめ提出し説明しなければならない。

#### 12 引渡し場所

本調達の成果物の引渡し場所については、管理課長の指定する場所とする。

#### 13 引渡期限

令和6年11月29日（金）

#### 14 支払い

支払いは一括払いとし、検査職員による検査確認後、速やかに契約担当者へ請求すること。



## 第二章 仕様

本仕様は、寄託する自動操船装置及び危険物探知装置について、既存の小型船舶に設置し、海上において性能試験の実施及び評価を行うとともに、試験結果を基にした各装置の改良について提案書を作成する。

### 1 小型船舶の改修

試験に使用する小型船舶は、有効な船舶検査証書等を受有し、船体及び機関等に異常がなく安全に運航できるものであり、請負業者が手配する。

#### (1) 小型船舶の要目等

- |              |   |
|--------------|---|
| ① 総トン数       | 約7トン以下  |
| ② 全長         | 約7メートル以上12メートル未満                                      |
| ③ 型幅         | 約3.5メートル以下  |
| ④ 型深さ        | 約2.5メートル以下  |
| ⑤ 用途         | プレジャーモーターボート *  |
| ⑥ 船質         | FRP   |
| ⑦ 航行区域       | 沿海区域  |
| ⑧ 機関の種類      | 内燃機の場合 : 船内外機又は船外機<br>電動機の場合 : リチウムイオン2次電池<br>又は電動船外機 |
| ⑨ 推進装置       | 固定プロペラ、アジマススラスタ等<br>2軸                                |
| ⑩ 推進器・操舵装置制御 | 電子式   |

\* 用途がプレジャーモーターボート以外の場合は、その要目及び現状、性能を確認したうえで、協議する。

#### (2) 小型船舶の改修

試験に供する小型船舶を次のとおり改修する。

##### ① 装置取付要領

###### ア 一般

官から寄託する機器以外の電気機器、計器類は優良な材料を使用し、構造堅固にして、防水に留意し小型軽量に努めること。また、取扱いが容易となるよう考慮すること。

寄託する自動操船装置との制御信号接続が可能なコントロールシステム（前記1(1)⑩）を装備すること。

イ 取付装置等 (別紙3 搭載物品一覧参照)

- i) 自動操船装置 (本体制御部及び推進機・操舵装置制御部)  
1式 (官から寄託)

【内訳】

- ・自動操船演算部 (主)、(副) 2個  
型式: NVIDIA Jetson AGX Orin Module64GB+D315  
規格: 141.5×133.5×29(mm) 0.2 kg DC12~54V
- ・航海機器演算部 (海図サーバ兼) 1個  
型式: 光電製作所 データ統合機  
規格: 250×143×52(mm) 2.0 kg DC24V
- ・物標探知演算部 1個  
型式: NVIDIA Jetson AGX Orin Module64GB+D315  
規格: 141.5×133.5×29(mm) 0.2 kg DC12~54V
- ・表示モニター 1台  
型式: Dell P2418HT  
規格: 537.8×321.4×54.1(mm) 7.42 kg 52W(AC 電源)

- ii) 自動操船装置用情報入力機器 1式  
(官から寄託、ただし海上監視カメラを除く)

【内訳】

- ・衛星航法装置 (RTK-GNSS) 及びアンテナ 1式  
型式: 光電製作所 F14-61000a  
規格: 183×634×145(mm) 2.2 kg DC+10.8V~DC31.2V
- ・慣性計測装置 (IMU) 1個  
型式: 東京航空計器 INS-S-1  
規格: 120×130×74(mm) 1.5 kg以下 DC12~32V
- ・衛星航法装置 (みちびき対応 GNSS) 及びアンテナ 1式  
型式: SEPTENTRIO AsteRx SB3CLAS  
規格: 102×36×118(mm) 0.497 kg DC5~36V (2.5W)
- ・他船認識用カメラ (5K、可視光カメラ×3個) 1式  
型式: Yanmar YC180  
規格: 280×293.5×206(mm) 7.0 kg DC24V
- ・物標探知装置 (LiDAR) 及びインターフェースボックス 1式  
型式: OUSTER OS2-128  
規格: 350×100×200(mm) 1.1 kg DC18V~24V (24W)
- ・船舶自動識別受信装置 (AIS) 及び VHF アンテナ 1式

型式：光電製作所 KSD-1000

規格：338×100×200 (mm) 1.1 kg DC18～24V (24W)

- ・ 風向風速計 1 個

型式：クリマテック CCP - ULP - PRO - 485 - 20m

規格：68×68×65 (mm) 0.21 kg DC3.3～18V 0.4mA

- ・ 海上監視カメラ (可視光、赤外線) 1 個 (請負業者手配)

型式：ユリシス ユリシスミニ

規格：Φ187×H300.5 (mm) 7.0 kg DC24V

- iii) 危険物探知装置 1 式 (官から寄託)

**【内訳】**

- ・ 危険物探知装置筐体 1 個

材質：ABS樹脂

規格：842×646(712)×287 (mm)

マルチコネクタ、ガス吸排気用カバー、取手付

- ・ 内蔵機器：危険物探知演算部 EMU - WPS1135-JCG01 1 台

ガス分析装置 Sylph SY-402 1 台

ポンプユニット SY-402-CF30 1 台

サイクロンフィルタ 1 個

ガス検知装置 GX-9000 1 台

ウォータートラップ 1 個

リチウムイオン電池 24V 400Wh 2 個

- ・ 総重量 約 20 kg

- iv) 無線通信装置 (1 系統) 1 式 (官から寄託)

**【内訳】**

- ・ 組込型無線 LAN (電源ケーブル含む) 1 個

型式：JRC JRL - 820E

規格：62×20×72.5 (mm) 0.1kg DC5V～30V 6W

- ・ 2.4GHz 帯コリニアアンテナ 2 台

型式：JRC NZA - 655

規格：Φ62.5×H172 (mm) (架台：120×97 (mm)) 400 g

- ・ RF 同軸ケーブル 2 本

型式：JRC 7ZCWN0005

規格：3.5m

v) 無線通信装置 (2 系統) 1 式 (請負業者手配)

【内訳】

- ・ L T E 本体 1 個  
型式 : NetBreeze 4 II (ルーター)  
規格 : W175×L143×H48 0.45k g AC (MAX11W)
- ・ 無指向性アンテナ 1 個  
型式 : NetBreeze 4 II (アンテナ)  
規格 : Φ75×W370 0.685k g

ウ 搭載品配置及び電装配線

各装置及び計器の配置については、次の区分のとおり。

(別紙 4 搭載品配置概要図、別紙 5 コントロールブロックダイアグラム参照)

- ・ 船内／操舵室等 : 自動操船装置 (本体制御部及び推進機・操舵装置制御部。以下、「操船制御装置」という。)、危険物探知装置、慣性計測装置、船舶自動識別受信装置、無線通信装置
- ・ 船外／上部構造物 : 自動操船用情報入力機器 (慣性計測装置、船舶自動識別受信装置を除く)、無線通信装置等アンテナ
- ・ 上甲板 : ガス吸入管

エ 技術者の派遣、施工

各装置及び機器の取付及び各電線、ケーブル等の敷設後、機器間の接続、調整、作動確認については、次の機器設計製造業者の派遣を受け施工する。

- ・ 〒521-8511 滋賀県米原市梅ヶ原248番地  
ヤンマーホールディングス株式会社 技術本部 中央研究所  
電話 0749-52-8406

オ 自動操船装置

- i) 操船制御装置を操舵室等の船内に設置し、バッテリー、又は船内電源から供給する。
- ii) 自動操船装置用情報入力機器の信号ケーブルを操船制御装置まで敷設する。操舵室又は機関室を貫通する場合は、既設の電路貫通口を使用し、防水施工を行う。

iii) 操船制御装置の信号ケーブルを無線通信設備の組込型無線LANまで敷設する。

iv) 表示用モニター(タッチパネル)を操舵室内の操縦者が遠隔で操作、及び表示が確認できる位置に設置する。表示用モニターの信号ケーブルを操船制御装置まで敷設する。

カ 既存の小型船舶に装備する推進機・操舵装置用の電子式制御システムと操船制御装置の間に信号ケーブルを敷設する。

キ 自動操船装置用情報入力機器

i) 衛星航法装置(RTK-GNSS)ほか各機器は、船体上部構造物及びマストに他の機器との干渉を考慮して設置する。

ii) 慣性計測装置は、操舵室内に設置する。

慣性計測装置の信号ケーブルは、操船制御装置まで施設する。

iii) 衛星航法装置は、本体を船内に、アンテナを船体上部構造物に設置し、両機器の間を同軸ケーブルで接続する。

iv) 物標探知装置は、本体を船体上部構造物に、インターフェイスボックスを船内に設置し、両機器間をインターフェースケーブルで接続する。

v) 船舶自動識別受信装置は、本体を船内に、アンテナを船体上部構造物に設置し、両機器の間を同軸ケーブルで接続する。

vi) 各機器の信号ケーブルを操船制御装置まで敷設する。

配線は、船体接触部との防擦処置、及び貫通箇所は防水措置を施すこと。各機器から敷設する配線規格は次のとおり。(電源ケーブル類を除く。)

・衛星航法装置(RTK-GNSS)	Ethernet	L3000(mm)	1本
・慣性計測装置	CAN-bus	L3000(mm)	1本
・他船認識用カメラ	Ethernet	L3000(mm)	1本
・物標探知装置インターフェイスボックス	Ethernet	L3000(mm)	1本
・船舶自動識別受信装置	Ethernet	L3000(mm)	1本
・風向風速計	CAN-bus	L3000(mm)	1本
・海上監視カメラ	Ethernet	L3000(mm)	1本

ク 危険物探知装置

i) 危険物探知装置を操舵室又は機関室内に設置し、動揺及び振動、結

露等の影響がないように固定する。

ii) 次のガス吸入管を船首甲板に敷設する。片端部を危険物探知装置筐体のガス吸入口 2 か所に接続する。

・ガス吸入管 PTFE  $\Phi 6 \text{ mm} \times L4000 \text{ (mm)}$  2 本

iii) ガス吸入管の片端部は、船首先端の海面から約 50 センチメートル以上の高さを保持する位置に固定し、海水等の飛沫吸入を防止する。

なお、2 本のガス吸入管は、同じ長さとし、外管で覆うこと。

iv) 危険物用探知装置の信号ケーブルを操船制御装置まで敷設する。

#### ケ 無線通信装置

i) 無線通信装置の 1 系統及び 2 系統について、組込型無線 LAN 及び LTE 本体 (ルーター) を操舵室内に、各アンテナをマストに設置し、他の機器との干渉の影響がないことを確認する。

組込型無線 LAN 用のアンテナは、ポールにステンレスバンドで取付け固定し、それぞれ 30 cm 間隔で上下に配置する。

・ポール  $\Phi 20 \sim 55 \times L500 \text{ (mm)}$  AL 製 1 本

ii) 組込型無線 LAN 及び LTE 本体に、操船制御装置の信号ケーブルを敷設する。

iii) 組込型無線 LAN を防水機能 (IP45 相当) の筐体に格納する。

iv) 組込型無線 LAN 本体に DC 電源 (5 V ~ 30V)、LTE 本体に AC 電源を供給する。

v) 係留及び海上試運転において所要の調整を行うこと。

vi) 設置工事前に机上での通信試験を行い、動作確認及び無線 LAN 及び LTE のデータ通信状態を確認する。

vii) 組込型無線 LAN について、無線回線診断機能を使用し受信電界強度、及び回線障害の有無を確認する。

(別紙 6 通信無線設備配置図参照)

#### ② 装置 (寄託品) の搬出、運搬

取付装置等 (別紙 3 搭載物品一覧 (寄託品等仕訳書)) のうち、官から寄託するものについては、次の保管場所から搬出し請負業者工場まで運搬する。運搬に当たっては、精密機械取扱いとする。

・運搬仕様 : 容積 2 m<sup>3</sup>、重量 90 kg、段ボール等 50 個

・搬出場所 : 〒135-0064 東京都江東区青海 2-5-18

海上保安庁海洋情報部 青海庁舎

## 2 無線通信設備及び遠隔操縦機器（陸上側）

(1) 小型船舶（試験艇）の無線設備と通信を行うため、次の無線設備を陸上（岸壁等構造物等）に仮設する。

### ア 第一系統

1 式 （官から寄託）

#### 【内訳】

- ・屋外筐体一体型無線LAN 1 個  
型式：GNS - 6812  
規格：274.2×173.2×121(mm) 4.0kg
- ・パッチアンテナ 2 個  
型式：NZA-861  
規格：200×200×37(mm) 0.7kg
- ・RF同軸ケーブル 2 本  
型式：7ZCWN0005  
規格：3.5m
- ・変換コネクタ 2 個  
型式：NP-SMAJ-18G
- ・屋内用PoEインジェクタ 1 個  
型式：PD-9001GR/SP/AC-JP  
規格：62×151×38(mm) 0.4kg

### イ 第二系統

1 式 （請負業者手配）

#### 【内訳】

- ・LTE本体 1 個  
型式：NetBreeze 4II（ルーター）  
規格：W175×L143×H48 0.45kg AC(MAX11W)
- ・無指向性アンテナ 1 個  
型式：NetBreeze 4II（アンテナ）  
規格：Φ75×W370 0.685kg

(2) アンテナの仮設位置は海面から約6mの高さに固定し、試験艇側の無線アンテナ間を相対させ、約30度角度範囲で見通し可能とする。

(3) 無線設備に電源AC100Vを供給する。

(4) 屋内筐体一体型無線LANと屋内用PoEインジェクタ間の配線はLANケーブルCat5e以上で接続する。

(5) パッチアンテナは、ポールにステンレスバンドで取付け固定し、それぞれ30cm間隔で上下に配置する。

- ・ポール Φ32~60×L500(mm) AL製 1 本

(6) 次の遠隔操縦用装置を陸上設備に仮設し、無線設備との接続用信号ケーブルの配線を敷設する。

・遠隔操縦用装置 1式 (官から寄託)

【内訳】

・遠隔演算装置 1個

型式：NVIDIA Jetson AGX Orin Module64GB+D315

規格：W141.5×L133.5×H29 0.2 kg DC12～54V

・表示モニター（操船制御装置と兼用） 1台

型式：Dell P2418HT

規格：W537.8×L321.4×H54.1 7.42 kg AC 52W

3 試験に必要な書類作成及び受検

(1) 試験運航に必要な書類として、性能試験要領及び遠隔操縦小型船舶の航行する区域、遠隔操縦小型船舶を操縦する者の有する知識、技能に関する事項や運航実施体制に関する事項等の安全対策を定めた、運航の実施に関する規定等を作成する。

(2) 船舶安全法、小型船舶の登録等に関する法律等関係法令に定める検査登録等に必要な手続きは請負業者が行う。手続きにより入手した関係書類を海上保安庁装備技術部管理課長あて電子データで提出する。

4 試験及び試験成績表

次の試験を行うこと。各試験は「別紙7 諸試験要領書」に従うこと。請負業者は、試験要領による試験成績表の様式を作成し提出、管理課長の承認を受けること。

(1) 係留運転試験

ア 絶縁抵抗試験

イ 諸機器作動試験（停止、起動）

ウ 無線通信試験（自動操船装置本体～遠隔操縦部）

エ 操船機能切替試験（有人、無人）

(2) 海上運転試験

ア 運転性能試験

・速力試験（有人、無人（他律、自律切替））

・続航試験（無人）

・操縦性能試験（無人）

i) 旋回試験

ii) 後進試験



iii) 効力試験

イ 自動操船機能試験（有人、無人（他律、自律切替））

- ・マッピング試験
- ・航路計画、追従試験
- ・障害物探知及び他船進路推定試験
- ・離着岸試験
- ・故障時対応試験
- ・危険物探知試験

ウ 無線通信試験（自動操船装置本体～遠隔操縦部・陸上）

(3) 試験の立会等

試験を実施するにあたり、機器設計製造業者の派遣を受け各機器の調整、確認などを行うこと。

5 試験結果報告書

性能試験を実施した結果については、試験成績書を1部提出すること。

6 装備機器の撤去等

各試験後の装備機器及び試験に供した小型船舶の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 小型船舶から装備機器（配線、信号ケーブルを含む）を取外し、運搬に支障のないよう梱包する。自動操船装置及び危険物探知装置の構成機器については精密機械の取扱い措置を行う。
- (2) 梱包した装備機器については、履行期限内の別途指示するまでの間、保管する。
- (3) 機器の設置のため小型船舶に施工した箇所を復旧する。

7 改良に資する提案書

- (1) 試験成績書を基にして、自動操船装置及び危険物探知装置の性能を分析し評価すること。なお、評価を行うにあたり機器の設計製造業者の見解を付すこと。
- (2) 前記評価結果を付し、安全性及び機能向上を重点とした改良に必要な提案書を提出すること。

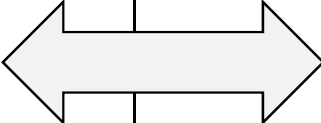

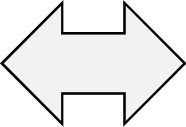
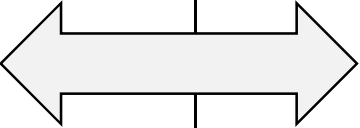
【別紙 1】

監督項目（改修及び試験中検査）

A：監督職員が立会 B：必要に応じて監督職員が立会い C：社内検査に任せるもの

区分	番号	監督項目	監督区分	備考
改修 ぎ装	1	装備品取付検査	B	搭載物品一覧  自動操船装置、危険物探知装置、無線設備
	2	配線、接続検査	C	
	3	装置起動確認	A	
(諸試験) 係留運 転試験	1	絶縁抵抗試験	C	自動操船装置、危険物探知装置、無線設備 自動操船装置～陸上遠隔操縦部
	2	諸機器作動試験	A	
	3	無線通信試験	A	
	4	操船機能切替試験	C	
	5	係留運転	B	
(運動性能) 海上運 転試験	1	速力試験	A	J G効力検査
	2	続航試験	A	
	3	旋回試験	A	
	4	後進試験	A	
	5	効力試験	A	
(自動操 船機能) 海上運 転試験	1	マッピング試験	A	
	2	航路計画、追従試験	A	
	3	障害物探知及び他 船進路推定試験	A	
	4	離着棧試験	A	
	5	故障時対応試験	A	
	6	危険物探知試験	A	
(無線通 信) 海上運 転試験	1	無線通信試験	A	小型船舶（試験艇）～陸上遠隔操縦部

【別紙2】危険物探知用無人艇建造スケジュール

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
危険物探知用無人艇設計業務及びほか2点製造						
自動操船装置等の性能試験						
詳細設計業務等（改造を含む）						
本艇の建造						

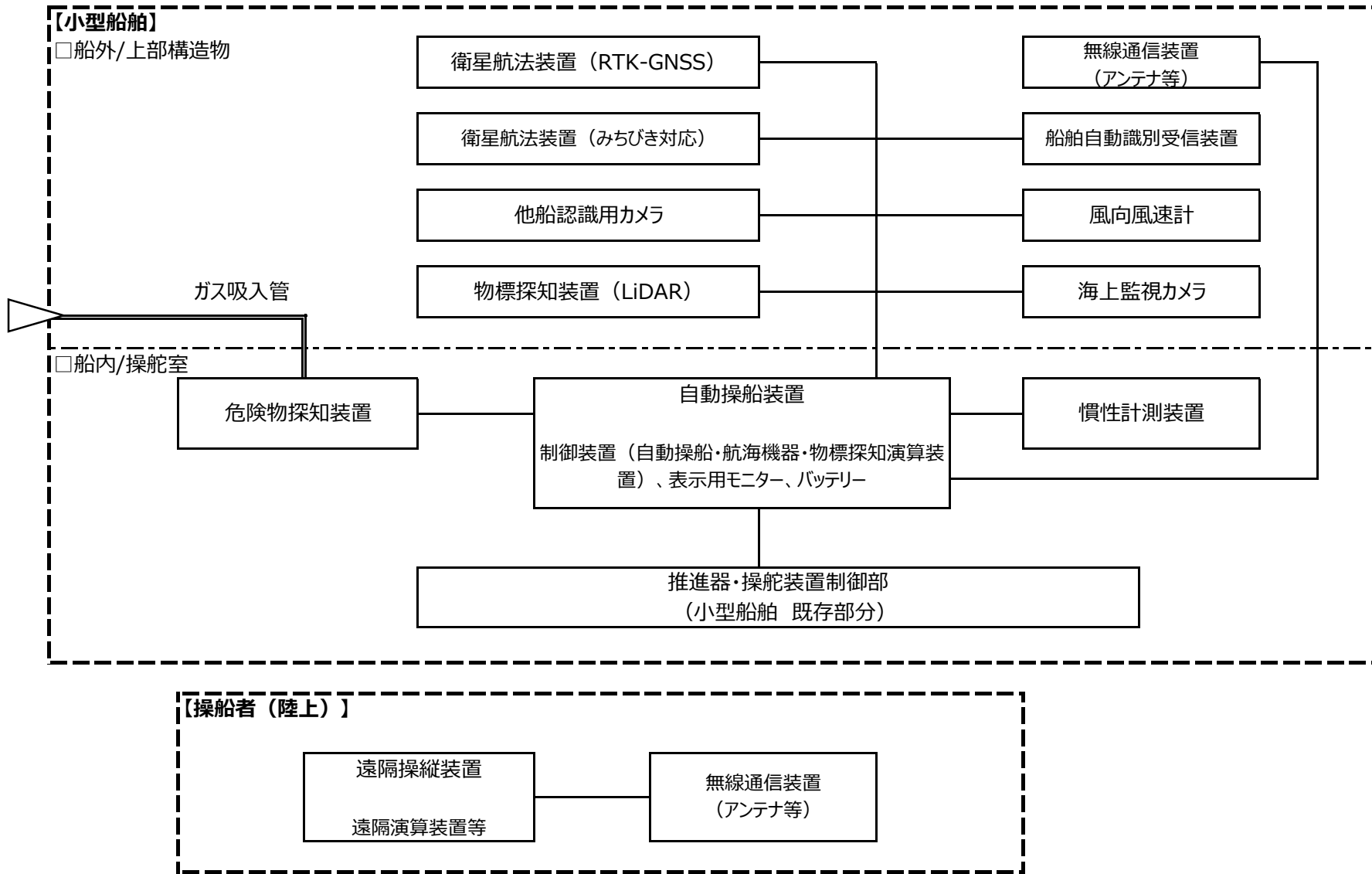
【別紙3】 搭載物品一覧（寄託品等仕訳書）

品名又は名称	規格	単位	数量	備考
<b>自動操船装置</b>		<b>式</b>	<b>1</b>	<b>寄託品</b>
(内訳)				
自動操船演算部 (主) (副)	NVIDIA Jetson AGX Orin Module 64GB+D315	個	2	
航海機器演算部 (海図サーバ兼)	光電製作所 データ統合機	個	1	
物標探知演算部	NVIDIA Jetson AGX Orin Module 64GB+D315	個	1	
衛星航法装置 (RTK-GNSS) 及びアンテナ	RTK-GNSS 光電製作所 F14-61000a	式	1	
慣性計測装置 (IMU)	東京航空計器 INS-S-1	個	1	
衛星航法装置 (みちびき対応GNSS) 及びアンテナ	SEPTENTRIO AsteRx SB3 CLAS	式	1	
他船認識カメラ	Yanmar YC180	個	1	
物標探知装置 (LiDAR) インターフェースボックス	OUSTER OS-2	個	1	
船舶自動識別受信装置 (AIS) 及びアンテナ	光電製作所 KSD-1000	式	1	
風向風速計	クリマテック CCP-ULP-PRO-485-20m	個	1	
遠隔演算部	NVIDIA Jetson AGX Orin Module 64GB+D315	個	1	
表示モニタ	Dell P2418HT	個	1	
屋外筐体一体型無線LAN	JRC GNS-6812	式	1	
パッチアンテナ	JRC NZA-861	台	2	

品名又は名称	規格	単位	数量	備考
RF同軸ケーブル	JRC 7ZCWN0005	本	4	
組込型無線LAN	JRC JRL-820E	式	1	
2.4GHz帯コリニアアンテナ	JRC NZA-655	台	2	
<b>危険物探知装置</b>		<b>式</b>	<b>1</b>	<b>寄託品</b>
(内訳)				
危険物探知装置筐体	ABS樹脂	個	1	
リチウムイオン電池	日泉 24V400W	個	2	
ガス分析装置	ボールウェーブ SY-402	個	1	
危険物探知演算部	エムコーポレーション EMU-WPS1135-JCG01	個	1	
ポンプユニット	ボールウェーブ SY-402-CF30	個	1	
サイクロンフィルタ	ボールウェーブ サイクロンフィルタ	個	1	
ガス検知機	理研計器 GX-9000	個	1	
ウォータートラップ	理研計器	個	1	
LTEルーター	アカサカテック NetBreeze 4 II	個	2	請負業者手配
LTEアンテナ	アカサカテック NetBreeze 4 II	個	2	請負業者手配
海上監視カメラ	ユリシス ユリシスミニ	個	1	請負業者手配

【別紙 4】

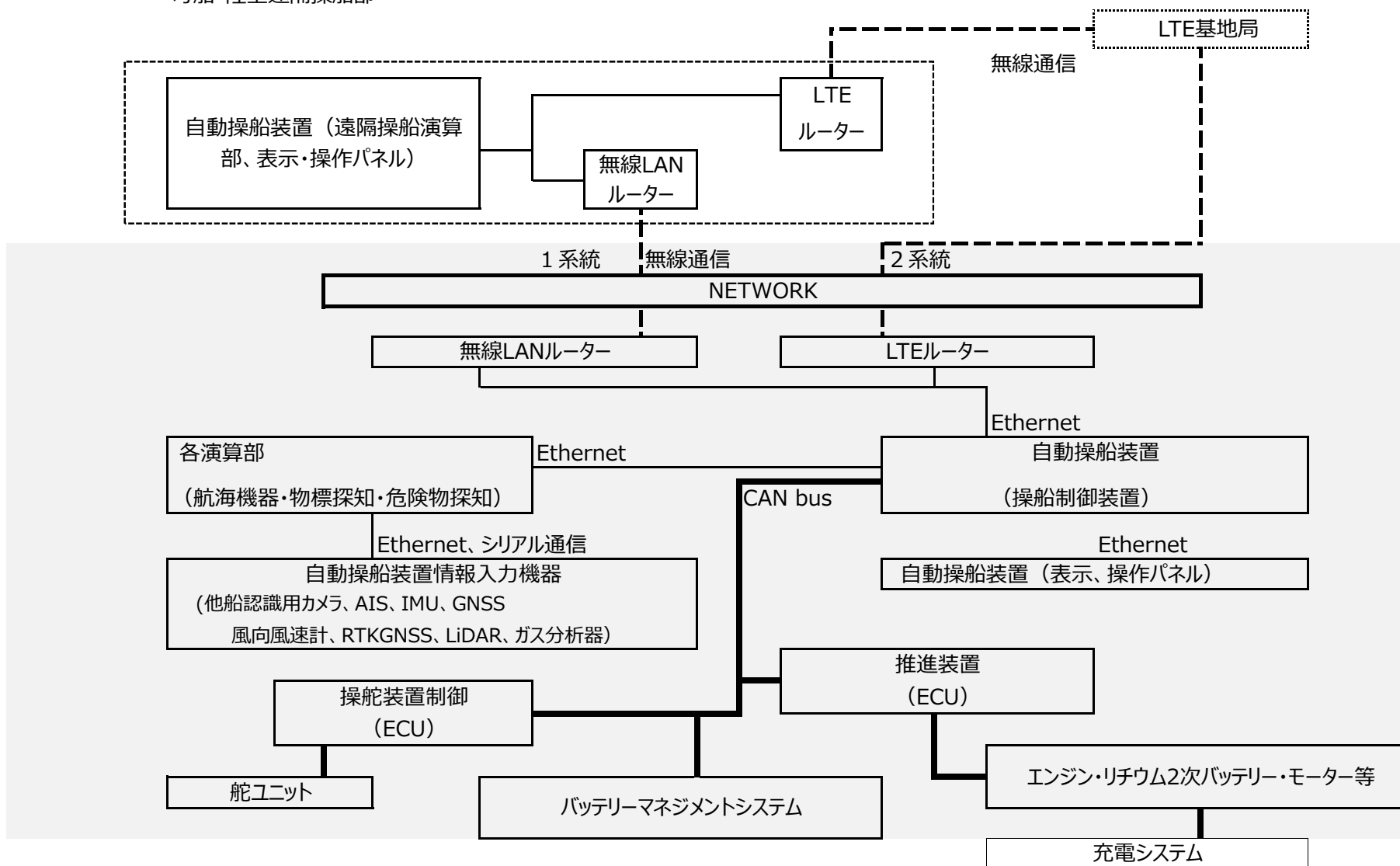
搭載品配置概要図



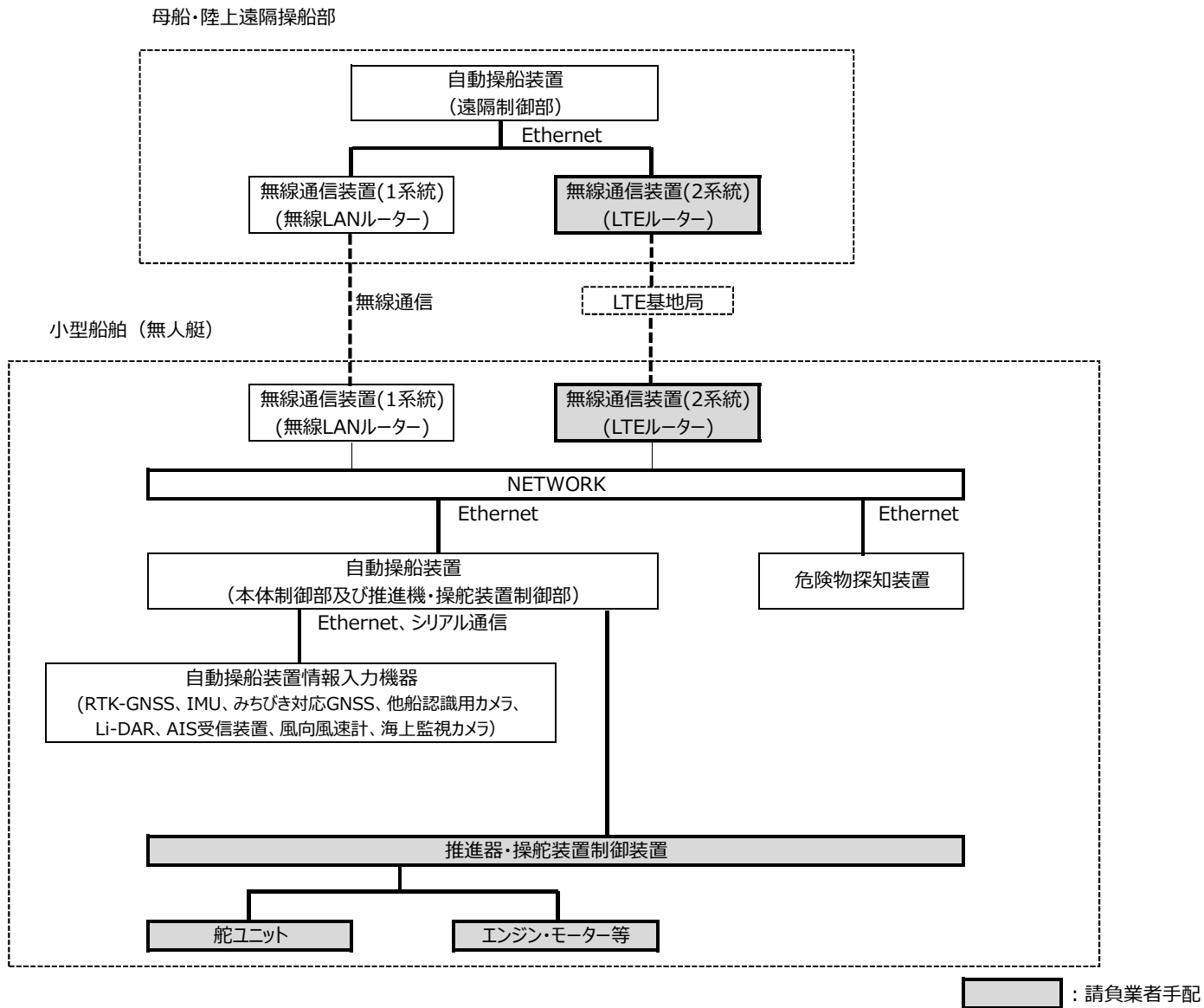
【別紙 5】

# コントロールブロックダイアグラム

母船・陸上遠隔操船部



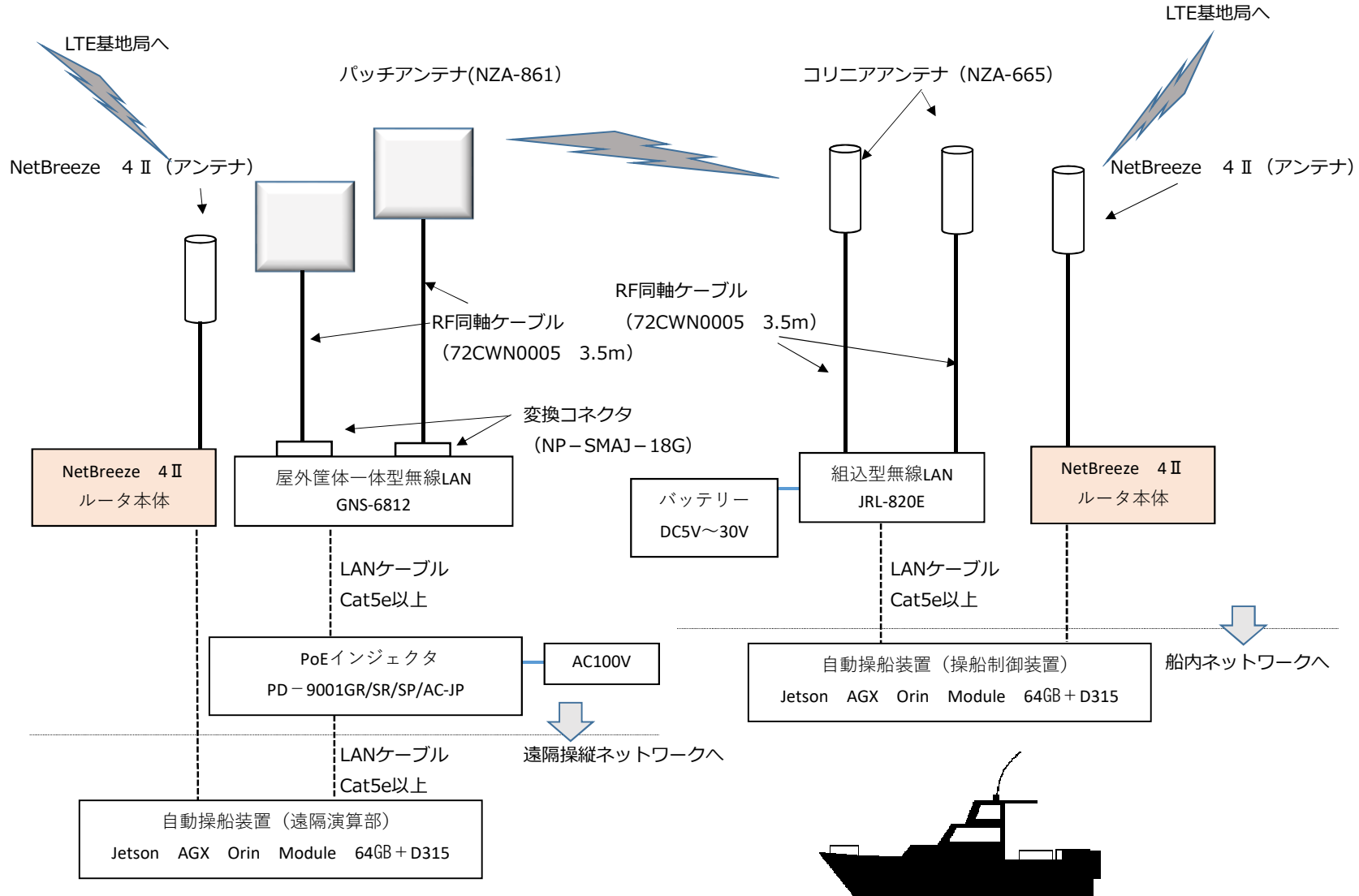
# コントロールブロックダイヤグラム





陸上側（岸壁、母船）

試験艇側（既存小型船舶）



## 【別紙 7】 諸試験要領書

### 1 一般

#### (1) 試験時の状態

試験時は、全装備品搭載にて行うこと。船底部に海洋生物の付着や著しい汚損のないこと。

重量（軽荷、乗員数及び体重、燃料・油・水、計測器具重量等）を記録すること。なお、排水量等の許容範囲は次の範囲内にあること。

ア 排水量  $\pm 3\%$

イ トリム 完成満載喫水線長の $\pm 0.2\%$

ウ ヒール  $\pm 0.5$  度

また、排水量等の許容範囲は次の試験について適用する。

- ・速力試験
- ・続航試験
- ・旋回試験
- ・後進試験
- ・効力試験
- ・マッピング試験
- ・航路計画、追従試験
- ・障害物探知及び他船進路推定試験
- ・離着栈試験
- ・故障時対応試験
- ・危険物探知試験

#### (2) 試験時の環境（海上試験）

既存艇の喫水（計画満載状態）の10倍以上の水深が確保される海域で行うこと。

試験海域において、最大で風速約10m/s及び波高約50cmまでの気象・海象状況により、平穏状態から段階的に実施すること。

#### (3) 速力の計測

GPS等を使用すること。

#### (4) 記録用紙

各試験成績表によること。（請負業者指定）

### 2 係留運転試験

#### (1) 絶縁抵抗試験

自動操船装置及び危険物探知装置、各センサー、無線設備等について絶縁

抵抗を測定する。計測箇所は試験成績表によること。

(2) 諸機器作動試験

自動操船装置及び危険物探知装置、各センサー、無線設備等について各機器を連動させ、良態を確認する。計測結果は試験成績表によること。

(3) 無線通信試験

小型船舶に搭載した無線設備と陸上に設置した無線設備間において、無線通信を設定し、動作確認及び無線LANのデータ通信状態を確認する。

また、無線回線診断機能を使用し受信電界強度、及び回線障害の有無を確認する。

(4) 操船機能切替試験

自動操船装置を作動させ、有人及び無人（自律、他律）の各操縦モードに切り替え、良態を確認すること。

(5) 係留運転試験

小型船舶をアイドリング運転した状態で搭載機器を作動させ、良態を確認する。係留運転は1時間実施する。

3 海上運転試験（運動性能試験）

(1) 速力試験

ア 微速から連続最大出力の各出力において、定められた区間を1往復して所要の計測を行うこと。

イ 有人及び無人（他律・自律）の各操縦モードにおいて実施すること。

ウ 計測事項

試験成績表によること。

エ 各航走時は最小限のあて舵により試験コースを航走し、同一経路上を往復するように努めること。

(2) 続航試験

ア 微速（約5ノット）で連続航行し、各部に異常のないことを確認すること。なお、運転時間は30分とする。

イ 有人及び無人（他律・自律）の各操縦モードにおいて実施すること。

ウ 計測事項

試験成績表によること。

(3) 旋回試験

ア 出力は海上模様勘案のうえ、危険のない範囲で実施すること。

航行中、左右それぞれの最大舵角を取り、360度旋回する。

イ 有人及び無人（他律・自律）の各操縦モードにおいて実施すること。

ウ 計測事項

試験成績表によること。

(4) 後進試験

ア 前進航走中、「中立」発令後、「後進」を発令し、後進速力整定するまで航走すること。出力は微速（約5ノット以上）相当とすること。

イ 有人及び無人（他律・自律）の各操縦モードにおいて実施すること。

ウ 計測事項

試験成績表によること。

(5) 効力試験

ア 航行中における自動操船装置による操舵装置の実際の作動状況を確認すること。JGによる効力試験を受検すること。

イ 装備品の取付け状況及び作動状況について、良態を確認する。

4 海上運転試験（自動操船機能試験）

(1) マッピング試験

ア 海図上に各種センサー等で得られた情報及び障害物情報等を重畳させること。あらかじめ設定した航路計画、及び最適な航路計画によるルート、回避したルート等を重畳させること。

イ 有人及び無人（他律、自律）の操縦モードにおいて実施すること。

ウ 計測事項

試験成績表によること。

(2) 航路計画、追従試験

ア 設定した航路計画、及び最適な航路計画、回避した航路計画により、設定した航路上を設定した船速で自動航行すること。

対象とする船の位置情報をもとに、自船があらかじめ設定した進路を維持しながら、常に同じ方位に補足し追従し続けるよう自動航行すること。出力は微速（約5ノット以上）相当とする。

イ 無人（他律、自律）の操縦モードにおいて実施すること。

ウ 計測事項

試験成績表によること。

(3) 障害物探知及び他船進路推定試験

ア LiDAR、他船認識用カメラ等のセンサーが取得した情報により、設定した航路上における障害物探知、及び他船認識による進路推定を行い、操縦者へ警報を発すること。

また、回避ルートの提案、自動回避ルートの変更を行うこと。

出力は微速（約5ノット以上）相応とする。

イ 無人（他律、自律）の操縦モードにおいて実施すること。

ウ 計測事項  
試験成績表によること。

(4) 離着棧試験

ア 設定した航路計画により、設定した離着棧箇所において自動航行すること。

出力は適宜可能な速力相当とする。

イ 無人（他律、自律）の操縦モードにおいて実施すること。

ウ 計測事項  
試験成績表によること。

(5) 故障時対応試験

ア 無線通信の遮断時、及びシステム等に異常が発生した場合に操縦者に対して警報を発生し、小型船舶がアイドリング状態または操舵装置停止により、現位置に停船すること。

イ 無人（他律、自律）の操縦モードにおいて実施すること。

ウ 計測事項  
試験成績表によること。

(6) 危険物探知試験

ア 試験海域において危険物（試験用ガス）を吸引させ、探知した情報（位置、成分等）を自動操船装置の表示パネルで表示、及び装置の操作を行うこと。

イ 無人（他律、自律）の操縦モードにおいて実施すること。

ウ 計測事項  
試験成績表によること。

5 無線通信試験

(1) 試験海域において、小型船舶と陸上に設置した無線設備間の無線通信を設定し、動作確認及び無線LAN及びLTEのデータ通信状態を確認する。

また、無線回線診断機能を使用し受信電界強度、及び回線障害の有無を確認する。

無線通信の機能確認範囲（遠隔操縦）は約3海里とすること。

(2) 無人（他律、自律）の操縦モードにおいて実施すること。

(3) 計測事項  
試験成績表によること。